

加古川市斎場整備運営事業

実施方針

令和6年11月11日

加古川市

加古川市（以下「市」という。）は、加古川市斎場整備運営事業（以下「事業」又は「本事業」という。）について、民間の資金、民間の経営能力及び技術的能力の活用を図るため、『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）』に準じ、DBO（Design Build Operate）方式により本事業を実施することを予定している。

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するにあたって、PFI法第5条第1項の規定に準じて実施方針を定めたので、同条第3項の規定に準じて公表する。

目次

第1	事業内容に関する事項	1
1	事業の概要	1
1. 1	事業の名称	1
1. 2	事業の対象となる公共施設の名称及び位置	1
1. 3	公共施設等の管理者の名称	1
1. 4	事業の背景と目的	1
1. 5	事業期間	1
2	事業の内容	3
2. 1	事業内容	3
2. 2	事業の基本方針	3
3	事業の実施方法	5
3. 1	事業方式	5
3. 2	事業者の構成	5
3. 3	部分使用検査、出来高検査	5
3. 4	関連する事業	5
4	本事業の契約等及び業務の構成	6
4. 1	契約等と業務の構成	6
4. 2	契約等の協議	6
4. 3	契約等の内容	7
4. 4	契約等の不締結に対する措置	8
5	選定事業者の収入	8
5. 1	請負料	8
5. 2	指定管理料	8
5. 3	物品販売等による代金	9
6	その他一般事項	9
6. 1	法令等の遵守	9
6. 2	地元企業の活用等	9
6. 3	事業終了時の措置	9
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	10
1	事業者選定方式	10
2	事業者選定の手順	10
2. 1	第一次審査	10
2. 2	第二次審査	10
3	事業者選定のスケジュール	11
4	選定委員会の設置	11

5	参加資格要件等.....	12
5. 1	提案事業者.....	12
5. 2	参加資格要件.....	12
5. 3	参加資格の取扱い.....	14
5. 4	その他参加資格に関する留意事項.....	15
第3	事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
1	選定事業者の責任の明確化に関する事項.....	16
1. 1	責任分担の基本的考え方.....	16
1. 2	想定されるリスクと責任分担.....	16
1. 3	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	16
2	選定事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	16
2. 1	提供されるサービスの水準.....	16
2. 2	選定事業者による業務品質の確保.....	16
2. 3	業務の履行の検査等.....	17
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
1	本事業の立地に関する事項.....	18
2	火葬炉設備整備業務に関する事項.....	18
2. 1	火葬炉設備整備業務の範囲.....	18
2. 2	火葬炉設備整備業務の対象.....	19
2. 3	責任分界点.....	19
3	維持補修業務及び運営管理業務に関する事項.....	19
3. 1	維持補修業務及び運営業務の業務範囲.....	19
3. 2	維持補修業務及び運営業務の対象.....	19
第5	その他本事業の実施に関し必要な事項.....	20
1	一般要件.....	20
1. 1	本事業における単位等.....	20
1. 2	情報公開.....	20
1. 3	書類、図書に関する事項.....	20
1. 4	契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	20
1. 5	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	21
2	実施方針の公表に関する事項.....	21
2. 1	実施方針の公表等に関する事項.....	21
2. 2	事務局.....	21

添付資料1 リスク分担表（案）

添付資料2 想定する事業スキーム

添付資料 3 位置図

添付資料 4 火葬炉設備整備業務の対象の概要

用語の定義

名称	解説
市	加古川市をいう。
選定委員会	本事業を履行するための民間事業者を選定するために、市により選定された学識経験者等により構成される「加古川市斎場整備運営事業者選定委員会」のことをいう。
提案事業者	本業務の募集に対し、火葬炉設備整備、稼働準備、運営、維持補修の各業務の全部又は一部を行う能力を有した単独企業、或いは複数の企業で構成されたグループをいう。
優先交渉権者	選定委員会が定める審査基準に基づき、提出された提案事業者の提案書のうち最も優秀として市により選定された提案事業者をいう。
選定事業者	本事業を実施する者として市が契約した優先交渉権者をいう。
構成企業	提案事業者及び選定事業者を構成する企業をいう。
協力企業	提案事業者及び選定事業者から業務を受託或いは請負うことを予定している企業をいう。
火葬炉維持管理企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉の保守管理を担当する者をいう。
火葬炉運転企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する者をいう。
運営企業	構成企業又は協力企業のうち、火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する者をいう。
モニタリング	選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為。
ライフサイクル・コスト (LCC、Life Cycle Cost)	プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストをいう。
リスク (Risk)	選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない不確実性のある事由により損失が発生する可能性をいう。
リスク分担	事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担することをいう。「公共と民間事業者、各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する。」ことを原則として設定する。
募集要領等	提案事業者を募集するために市が発行する予定の、募集要領、要求水準書、事業者選定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、事業契約を構成する各契約書（案）その他募集要領の内容を補足するために提示する全ての資料をいう。なお、各書類の名称や構成は、募集要領公表までに変更となる場合がある。
契約書等	基本協定書、指定管理者基本協定書等の協定書類、基本契約書、設計施工請負契約書等の契約書類、募集要領書類を包括していう。

第 1 事業内容に関する事項

1 事業の概要

1. 1 事業の名称

加古川市斎場整備運営事業

1. 2 事業の対象となる公共施設の名称及び位置

公共施設の名称：加古川市斎場

公共施設の位置：加古川市上荘町白沢 2 5 9 番地の 2 7

1. 3 公共施設等の管理者の名称

加古川市長 岡田 康裕

1. 4 事業の背景と目的

現在加古川市が所有している火葬場「加古川市斎場（以下「本斎場」という。）」は、昭和 61 年に竣工後、現在において 38 年が経過しており、ますます火葬炉の老朽化が懸念され、また維持補修・修繕にかかる費用の高止まりや、今後見込まれる火葬需要増加への対応等の課題を抱えている。

これら課題への対応、また本施設における長期にわたる公共サービスのあるべき姿、費用やリスクその他関連する事項を総合的に検討した結果、施設運営の安定効果、ライフサイクルコストの縮減効果及び燃焼・環境性能の向上等が期待できることから、市は本施設の更新にあたり民間活力の活用を行うことが適切であると判断している。

以上を踏まえ、本事業は、既存火葬炉設備の撤去及び再整備（更新）（以下「火葬炉設備整備」という。）、及び令和 9 年度から 15 年間の、維持管理・補修・修繕（以下「維持補修」という。）、並びに斎場全般の運営（以下「運営」という。）を DBO 方式で行うものである。

1. 5 事業期間

本事業の事業期間は、本契約成立後から令和 24 年 3 月 31 日までとする。

なお令和 9 年 4 月までに火葬炉設備整備業務に着手するものとし、令和 12 年 1 月 1 日までの供用開始を予定する。

時期（予定）	内 容	
	火葬炉設備整備業務	運営業務 維持補修業務
令和7年7月	基本協定の締結	
令和7年7月	契約交渉・基本契約	
	設計施工請負契約の仮契約	
令和7年10月	設計施工請負契約に係る市議会の議決後、本契約	
令和7年10月～ 令和8年7月	火葬炉設計業務	
令和8年12月		指定管理者の指定に係る市議会の議決・指定
令和9年1月～ 令和9年3月31日		指定管理者基本協定の締結 指定管理の引継ぎ
令和9年4月1日		指定管理の開始
令和9年4月～ 令和11年12月	火葬炉建設業務	
令和12年1月まで	新施設の引渡し・供用開始	
令和24年3月		指定管理期間終了

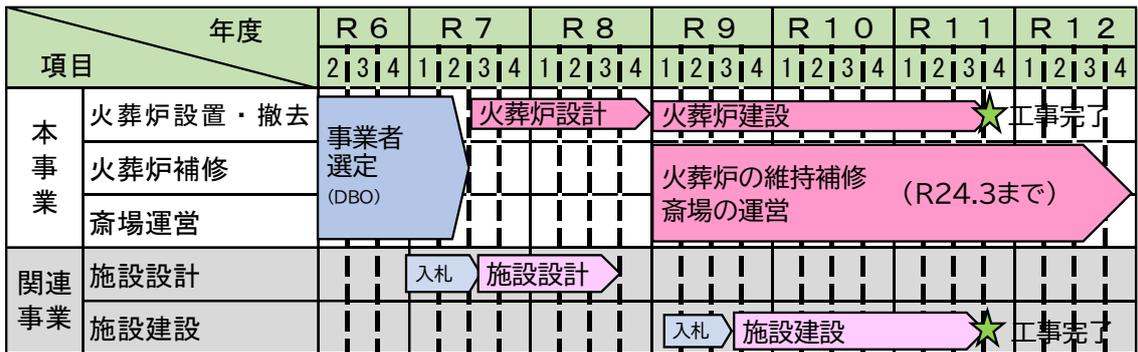


図 1.1-1 契約等の締結プロセス

2 事業の内容

2. 1 事業内容

本事業は以下の事業を行うものであり、詳細は要求水準書によるものとする。

(ア) 火葬炉設備整備事業

本斎場の既存火葬炉（8基）、胞衣炉（1基）、動物炉（1基）及びその付帯設備（以下「火葬炉設備等」という。）を撤去のうえ、新たな火葬炉（8基）、動物炉（1基）、及び付帯設備を原則として同じ場所（同じ空間も含む。）に設置するものであり、新たな火葬炉に適した棺運搬車及び台車運搬車、炉内台車、その他備品工具類の一切を含むものとする。

付帯設備とは、火葬炉の給排気・排煙・計装・監視制御・前室・残骨灰・飛灰吸引・電気・機械設備、遺体霊安庫（冷蔵庫）等とする。

なお本事業に相当する業務を包括して、以下「火葬炉設備整備業務」という。

(イ) 斎場管理運営事業

令和9年4月1日から事業終了までの間、本斎場の管理及び運営を行う。

また、本斎場の管理のうち、維持補修に関しては、令和9年4月1日から事業終了までの間、火葬炉設備（現用設備を含む）及び付帯設備の維持管理、及び補修・修繕の一切及び同様の期間、火葬炉設備を除く斎場の維持管理、及び補修を行う（補修の一部及び修繕は市が行う）ものとし、本業務を以下「維持補修業務」という。

本斎場の運営のうち、利用者に対する受付等業務や火葬実施業務等、斎場運営の為に必要な業務を包括して以下「運営業務」という。また、令和9年4月1日までに行う運営業務に向けた準備業務を以下「稼働準備業務」という。

なお、本事業に相当する業務を包括して、以下「斎場管理運営業務」という。

2. 2 事業の基本方針

(ア) 安心して利用できる施設

故人との最後のお別れの場として、ゆったり過ごせる施設とする。また、市唯一の火葬場として、将来の火葬需要増加にも対応した施設とする。

(イ) 安全性及び安定性の確保

更新後の火葬炉設備等は、現在の自家発電設備及び燃料タンクにより、大規模災害等による停電時においても72時間以上の稼働が可能であるものとする。なお、本事業内で自家発電設備及び燃料タンクへの影響を把握するものとし、当該設備は別途市が準備するものとする。

(ウ) 環境性能の確保

大気環境、騒音環境等、地域の自然環境に対して十分に配慮した計画とすること。

また、「加古川市環境配慮率先実行計画」に基づき地球温暖化防止に寄与し、また「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に従うグリーン物品の積極的な導入を行う等、火葬炉設備整備、維持補修及び運営において環境性能の向上を図ること。

(エ) ライフサイクルコストの削減

更新後の火葬炉設備等は、運営開始後、適切なメンテナンスを行うことにより、長期間にわたって利用できる設備とすること。

また、燃料消費量、電気使用量、点検管理に要する人員工数を最小限とする等、更新後の火葬炉設備等はライフサイクルコストの削減に十分に寄与する機器性能を有するものであるとともに、斎場全体のライフサイクルコストを最小化することのできる維持補修及び運営管理体制及び方法とすること。

(オ) 機能停止の生じない事業の実施

本事業の実施に伴い本斎場の機能が停止しない計画としなければならない。なお、ここにいう停止に該当しない条件は次の通りとする。

- ・ 加古川市斎場の業務時間外に停止すること。
- ・ 事前に市の承認を得たうえで計画的に停止すること。
- ・ その他、災害等によりやむを得ないと市が認めたとうえで停止すること

(カ) 既存建築物の活用

事業者の提案する火葬炉設備等（メンテナンスに用の空間を含む）は、既存建築物の増築や改修を要しないものであることを原則とする。なお、やむを得ず建築物及び建築設備等に影響（構造耐力や形状等）が生じる提案となる場合、別途市が発注する建築設計及び建築工事に対応するものとする。

(キ) 建築物改修事業との協働

本事業と別事業により、本斎場の建築物及び建築設備は改修予定である。このため、建築物の改修実施設計、及びその施工において、本斎場がよりよいものとなるよう、選定事業者は当該事業の受注者と協議・調整を行うこと。なお、建築物改修事業は、実施設計が令和7年度から8年度、施工が令和9年度から11年度にかけて実施される予定である。

3 事業の実施方法

3. 1 事業方式

本事業は、火葬炉設備等の整備（設計・施工）、及び維持補修並びに斎場の運営を業務範囲とした DBO 方式とする。

3. 2 事業者の構成

本事業における事業者の構成は添付資料 2 による。

3. 3 部分使用検査、出来高検査

事業者が部分払金を選択した場合、設計施工請負契約の期間中に、市は部分使用検査、出来高検査及び竣工検査を行う。

3. 4 関連する事業

本事業と並行して、本斎場建築物の改修実施設計及び建築工事を従来型発注方式で行う予定である。

選定事業者は、これら実施設計、及び建築工事の受注者と協議調整のうえ事業を進めるものとする。

4 本事業の契約等及び業務の構成

4. 1 契約等と業務の構成

本事業で想定する契約等、及び事業者が行う業務の構成は、次のとおりとする。
 なお、契約の詳細は「募集要領」で、各業務の詳細は「要求水準書」に示す。

表 1.4-1 契約等と業務の構成

契約等	契約者等	業務名	業務の構成
設計施工 請負契約	<ul style="list-style-type: none"> 市 選定事業者 	火葬炉 設備 整備業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前調査業務 2. 設計業務 3. 建設業務（既存設備の撤去処分含む） 4. 備品等整備業務 5. 環境保全対策業務 6. 各種申請等業務 7. 稼働準備業務 8. その他火葬炉設備整備に必要な業務
指定管理者の 指定 指定管理協定	<ul style="list-style-type: none"> 市 指定管理者 （選定事業者） 	維持補修 業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物保守管理業務 2. 建築設備保守管理業務 3. 清掃業務 4. 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務 5. 警備業務 6. 火葬炉保守管理業務 7. 環境衛生管理業務 8. 備品等管理業務 9. 残骨灰及び集じん灰の管理業務 10. 次期事業実施者への引継ぎ
		運営 業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予約受付業務 2. 利用者受付業務 3. 告別業務 4. 炉前業務 5. 火葬炉運転業務 6. 収骨業務 7. 待合室提供業務 8. 公金徴収代行業務 9. 売店・喫茶コーナー等運営業務 10. 次期事業実施者への引継ぎ
		稼働準備 業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本斎場の維持運営に関する業務の引継ぎ

4. 2 契約等の協議

市と優先交渉権者は、契約等の締結に向け、契約内容の協議を行うものとする。
 なお、契約内容の協議は、契約書等案の詳細内容の調整協議を行うものであり、募集要領等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は次点者と協議を行う。

4. 3 契約等の内容

(ア) 基本協定

市は選定事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(イ) 基本契約

市と選定事業者との間で、本事業の包括的な事項を定めた基本契約を締結する。

(ウ) 設計施工請負契約

基本契約に定めるところにより、市と選定事業者は「設計施工請負契約」の仮契約を締結する。本仮契約は、設計施工請負契約に関する市議会による議決を得て効力を発することができるものとする。市は事業者との協議が整い次第、市議会に提出する予定である。

なお、同仮契約の締結後、市議会の議決が得られず契約締結が行えない場合、それまでに要した市及び事業者の費用は、各自の負担とする。

事業者は、請負契約の締結にあたり、「加古川市財務規則（昭和44年5月31日規則第13号）」第99条に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を付さなければならない。

(エ) 指定管理者の指定・指定管理者基本協定

本斎場は、「地方自治法（昭和22年(1947年)4月17日法律第67号）」第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付けられ、選定事業者のうち火葬炉維持管理企業、及び火葬炉運転企業、並びに運営企業を、市議会の議決を経て、同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

なお、市議会の議決が得られず、指定管理者の指定が行えない場合は、設計施工請負契約に要する費用は同契約の内容が完了することを前提として市が負担し、その他それまでに要した市及び提案事業者の費用は、各自の負担とする。

市と指定管理者は、指定管理者の指定が為される場合、「加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年9月30日条例第26号）」第7条に基づき、当該条文に示される指定管理者基本協定を締結する。

(オ) 特定部品の供給等に関する協定

市は、現施設の火葬炉を設置した事業者と「加古川市斎場整備事業に伴う特定部品の供給等に関する協定書」を締結する予定である。

4. 4 契約等の不締結に対する措置

議会の議決に付す請負契約及び指定管理者の指定にあたり、議会の議決を得られなかったことにより生じる選定事業者への損害に対し、市は一切の責めを負わないものとする。

5 選定事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり予定している。

5. 1 請負料

火葬炉設備整備業務に対して、事業期間中にあらかじめ定めた額を、設計施工請負契約書に基づき、市は選定事業者へ支払う。

火葬炉設計・建設業務の支払い条件として、設計・建設に関する支払いのうち、前金払及び部分払に関する事項については、以下のとおりとし、支払方法の詳細は、募集要領等において示す。

(ア) 火葬炉設計・建設業務の支払い条件

設計・建設に関する支払いのうち、前金払及び部分払に関する事項については、以下のとおりとします。

(設計) : 前払金なし、部分払1回(設計業務の完了後)

(建設工事) : 前払金3回(令和9年度1回、令和10年度1回、令和11年度1回)

各年度の工期が90日以上で前払金を受けた場合、中間前金払あり。

部分払7回以内(令和9年度1回、令和10年度3回、令和11年度3回)

令和9年度、令和10年度の出来高は、対話・交渉による。

令和9年度、令和10年度の支払限度額は、出来高に0.9を乗じた額とする。

※中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。なお、契約締結後の変更は認めない。

※中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高精算に限り部分払を認める。

5. 2 指定管理料

本事業の維持補修業務及び運営業務に関する指定管理者から提供されるサービスに対して、予め定めた条件に基づき、指定管理料を市は支払う。

なお、本施設は「地方自治法」第244条第1項に規定する「公の施設」として

位置付けられ、地方自治法第 225 条の定めに従い、本施設（「加古川市斎場の設置及び管理に関する条例」第 5 条に定める施設）の利用に係る使用料は市の収入とする。

また、残骨灰の分別及び処分は本業務内で指定管理者により適切に行われるものとするが、有価物に関しては市に返却しなければならない。

5. 3 物品販売等による代金

自動販売機、飲食・物販等による利用料は事業者の収入とする。

6 その他一般事項

6. 1 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」をはじめ、本事業を実施するにあたり必要となる関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

6. 2 地元企業の活用等

本事業の実施にあたり、積極的に市内企業の育成や地元経済の振興や障がい者雇用に寄与する等、以下に示すほか、特に市に有益となる社会的な貢献を可能な限り行うこと。

- ・ 必要な資機材、飲食物、消耗品等の調達や人材の雇用に際し、市内の企業等から調達、雇用を図ること
- ・ 本事業の実施にあたり、市内企業を提案事業者の構成企業として含めること
- ・ 本事業を通じて障害者の雇用を行うこと

6. 3 事業終了時の措置

選定事業者は、事業期間中の維持補修及び運営業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。

なお、「加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年 9 月 30 日条例第 26 号）」第 11 条に基づく、指定管理者による指定期間が満了する際の公の施設の原状回復義務に関しては、指定管理の停止が生じた場合、又は本業務の事業期間完了時とする。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定方式

本事業は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 事業者選定の手順

本事業の優先交渉権者及び次点者の選定は、本事業に係る公募型プロポーザルに参加しようとする提案事業者が参加資格を満たしていることを確認する第一次審査と、提案事業者による本事業の提案内容を審査する第二次審査の二段階により実施することを予定している。

2. 1 第一次審査

第一次審査は、募集要領に示す参加資格要件を満たしていることの確認を目的とするものであり、市は、第一次審査に関する書類を提出した提案事業者を対象に、参加資格の有無を確認する。

2. 2 第二次審査

第一次審査の結果、参加資格があると認められた提案事業者から、募集要領等に基づく本事業に関する事業計画の提案内容を記載した第二次審査に関する書類（以下「第二次審査書類」という。）の提出を受け、提案内容を総合的に評価した上で、市は優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、第二次審査は、第二次審査書類及び提案内容に関するヒアリング及びプレゼンテーションを踏まえて審査するものとし、ヒアリング及びプレゼンテーションにおける提案内容の審査過程である音声、画像、動画データは一般公開しないことを予定している。

3 事業者選定のスケジュール

市は、以下の手順により、事業者を選定する事を予定している。下記のスケジュールに変更が生じる場合、市はその内容を公表する。

なお、具体的な日程は募集要領公表時に提示する。

表 2.4-1 事業者の選定手順

日程	実施事項内容
令和6年11月上旬	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
令和6年11月下旬	現地見学会
令和6年12月上旬	実施方針等に関する質問の受付期限
令和6年12月上旬	実施方針等に関する質問の回答
令和6年12月中旬	実施方針改定版及び要求水準書（案）改定版の公表 ^(※1)
令和7年2月上旬	募集要領等の公表
令和7年2月中旬	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の受付期限
令和7年2月下旬	募集要領等に関する質問（第一次審査に関するもの）の回答
令和7年3月中旬	参加表明書及び第一次審査書類の提出期限
令和7年3月中旬	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の受付期限
令和7年3月下旬	資格審査結果の通知
令和7年3月下旬	募集要領等に関する質問（第二次審査に関するもの）の回答
令和7年3月下旬	募集要領改定版の公表 ^(※2)
令和7年4月上旬	参加資格がないと認めた理由説明の受付期限
令和7年4月中旬	参加資格要件を満たさないと判断した理由の回答
令和7年5月上旬	第二次審査書類の受付期限
令和7年6月中旬	第二次審査書類に関するヒアリングの実施及び審査、プレゼンテーションの実施
令和7年6月下旬	優先交渉権者等の決定及び公表
令和7年7月上旬	基本協定の締結
令和7年7月中旬	事業契約（指定管理者基本協定を除く）の仮契約の締結
令和7年10月中旬	事業契約（指定管理者基本協定を除く）の締結（市議会による議決後）

(※1)実施方針等に関する質問回答の内容により実施方針等の改定を想定するが、必ずしも改定版を策定するとは限らない。

(※2)募集要領に関する質問回答及び個別対話の内容により募集要領の改定を想定するが、必ずしも改定版を策定するとは限らない。

4 選定委員会の設置

市は、学識経験者等による「加古川市斎場整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が定める審査基準に基づいて提案書類等の審査を行い、市は選定委員会の審査により最優秀提案者として選定された提案事業者を、優先交渉権者として決定する。また、次点の提案者を次点者として決定する。

提案事業者が、選定委員会委員に対し、接触等の働きかけを行った場合、当該提案事業者は失格とする。

5 参加資格要件等

5. 1 提案事業者

(ア) 提案事業者の構成

提案事業者の構成は次の通りとする。

- ・ 提案事業者は、必要な資金を自ら確保のうえ、以下に示すいずれかの構成により応募することが出来る。
 - ・ 火葬炉設備整備、維持補修及び運営の各業務の全部を行う能力を有した単独企業
 - ・ 火葬炉設備整備、維持補修及び運営の各業務の一部を行う能力を有するもののグループ（以下「応募グループ」という。）
- ・ 「提案事業者」を構成する各企業を「構成企業」とする。
- ・ 「構成企業」のうち、提案事業者を代表する企業を「代表企業」とする。
- ・ 「代表企業」は、提案事業者を代表して、本事業における応募手続を行うものとする。
- ・ 火葬炉設備整備業務は、火葬炉設計業務及び火葬炉建設業務の整備業務全部を単独企業で実施するものとする。

(イ) 構成企業の変更

優先交渉権者及び選定事業者の代表企業及び構成企業は、優先交渉権者の決定前後を問わず原則として変更を認めないものとする。但し、やむをえない事態と市が認めた場合、かつ市の書面による承諾を得た場合においては、変更は可能なものとする。

(ウ) 代表企業の変更

本事業における各業務期間の役割を考慮し、火葬炉設備整備期間及び管理運営期間の各段階において、それぞれの業務を円滑に実施するために、応募時点において応募グループ内の構成企業間で代表企業を変更する旨の提案がある場合、変更できるものとする。

5. 2 参加資格要件

提案事業者は、次の資格要件をすべて満たすものであること。

(ア) 構成企業となる者に共通する要件

- i. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

- ii. 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがない者であること。
- iii. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立てをし、又は申し立てがなされている者でないこと
- iv. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）などの規定により更生又は再生の手続きをしている者でないこと。
- v. 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
- vi. 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。
- vii. 募集要領公表日から契約締結の日までのいずれの日においても、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- viii. 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ix. 他の提案事業者の構成企業でないこと。
- x. 本事業に係る選定支援業務に関与した者、並びにこれらの者と資金面及び人事面において関連のない者であること。（「資金面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

なお、本事業に係る市の選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

- ・国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号
- ・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4 築地第一長岡ビル 1002

(イ) 火葬炉設備整備業務を行う者の要件

- i. 参加表明書の提出期限において、令和 6～8 年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、機械器具設置工事で登録されていること。
- ii. 機械器具設置工事において、特定建設業の許可を有すること。
- iii. 参加表明書の提出期限において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を保有しており、かつ、その他の審査項目（社会性等）のうち雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の項目が、「有」又は「除外」となっていること。

- iv. 一級建築士事務所の登録があること
- v. 直近 15 年以内に官公庁発注の事業で自ら製造した火葬炉を同一施設に一括で 8 基以上納入・設置した実績を有している者であること。
- vi. 次に掲げる条件をすべて満たす技術者を配置できること。
 - 1) 管理技術者
建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者。
参加表明書の提出日以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。管理技術者は他の業務と兼務可とする。
 - 2) 現場代理人
参加表明書の提出日以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。
 - 3) 監理技術者
建設業法上の機械器具設置工事業の監理技術者の資格を有する者。
参加表明書の提出日以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

現場代理人及び監理技術者は、手持工事を有していない者を専任で配置できること。(営業所における専任の技術者を配置することはできない。)但し、契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(設計業務期間、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。

(ウ) **維持補修運營業務を行う者の要件**

- i. 参加表明書提出期限において、令和 6~7 年度加古川市入札参加資格者名簿(物品役務)に登録されていること。
- ii. 直近 15 年以内に同一施設で火葬炉 8 基以上の運営を行っており、かつ当該施設で 1 日 10 件以上の受入枠での運営を行った実績を有している者であること。

5. 3 参加資格の取扱い

- i. 参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限とする。
- ii. 参加資格確認後、基本協定の締結日までの間に、代表企業が参加資格を欠くこととなった場合には失格とし、市は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。
- iii. 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結日までの間に優先交渉権者の参加資格を欠いた場合、市は優先交渉権者の決定を取り消す。この場合において、市は優先交渉権者を取り消した参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。なお、この場合には次点の者と交渉を行

う。

5. 4 その他参加資格に関する留意事項

(ア) 暴力団の排除に関する事項

事業者は、次の以下に示す事項のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、設計施工請負契約書及び基本協定書等に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。なお、下請契約等の相手方に対しても、この趣旨について周知すること。また、優先交渉権者が次の(i)から(v)のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約をしない。

- i. 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ii. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- iii. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- iv. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- v. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- vi. 契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が (i) から (v) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- vii. 契約に関し、事業者が、(i) から (v) までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(vi) に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

第3 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 選定事業者の責任の明確化に関する事項

1. 1 責任分担の基本的考え方

市及び選定事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

1. 2 想定されるリスクと責任分担

事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、添付資料1「リスク分担表（案）」による。

1. 3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市及び選定事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と選定事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については添付資料1「リスク分担表（案）」による他、詳細を募集要領公表時に事業契約を構成する各契約書（案）及び協定書（案）において示す。

なお、市及び選定事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 選定事業者の責任の履行の確保に関する事項

2. 1 提供されるサービスの水準

本事業において市が選定事業者に求める業務のサービス水準は、要求水準書で提示する。

2. 2 選定事業者による業務品質の確保

(ア) セルフモニタリングの実施方針

選定事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、選定事業者自らセルフモニタリングを実施する。この詳細は以下のほか要求水準書に示す。

(イ) モニタリングの実施方針

市は、選定事業者が契約等に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、選定事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を業績監視（モニタリング）し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、募集要領公表時に示す。

(ウ) 改善要求、支払いの減額等

市は、各業務において、選定事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、選定事業者に当該業務の実施方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める他、選定事業者に支払うべき対価及びその他の費用を減額することができる。詳細は、募集要領公表時に示す。

2. 3 業務の履行の検査等

(ア) 施設の完成検査

市は、施設の引渡しを受ける前に、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて検査を行う。市は、上記の検査の結果、施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求めるものとする。

詳細は、募集要領公表時に示す。

(イ) 維持補修業務、運営業務の検査

市は、各支払期の業務完了時に検査を行い、維持管理費、運営業務費及びその他の費に相当する指定管理費を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、市は上記2.2. (ウ) の措置を講ずる場合がある。

詳細は、募集要領公表時に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業の立地に関する事項

本斎場の立地の概要は、次の通りであり、位置は、添付資料3を参照すること。
その他詳細は要求水準書に示す。

表 4.1-1 本斎場の立地の概要

名称	加古川市斎場（火葬場）
所在地	加古川市上荘町白沢 259 番地の 27
竣工年月	昭和 61 年 8 月
用途地域	指定なし
地域区分	市街化調整区域
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）2階建
敷地面積	約 28,103 m ²
総建築面積	約 2,585 m ²
延床面積	約 2,325 m ²
火葬棟	・人体炉 8 基 ・胞衣炉 1 基 ・告別室 2 室 ・収骨室 3 室 ・見送りホール ・炉前ホール ・霊安室 ・コントロール室 ・集塵室 ・化粧室 ・遺品庫 ・控室 ・便所 ・光庭
待合棟	・待合ホール ・和室 4 室 ・喫茶室 ・売店 ・自動販売機コーナー ・事務室 ・会議室 ・便所 ・湯沸室 ・倉庫 ・控室
付属棟	・車庫棟（動物炉 1 基） ・ポンプ棟 ・プロパン庫 ・霊灰塔 ・自転車置場 ・庭園休憩所
外構等	・日本庭園 ・駐車場 ・屋外設置設備施設

2 火葬炉設備整備業務に関する事項

2. 1 火葬炉設備整備業務の範囲

本斎場の既存火葬炉（8 基）、胞衣炉（1 基）、動物炉（1 基）及びその付帯設備を撤去のうえ、新たな火葬炉（8 基）、動物炉（1 基）、及び付帯設備を原則として同じ場所（同じ空間も含む。）に設置するための設計、施工、及びこれに要する調査、調整、図書作成等を行うものであり、新たな火葬炉に適した棺運搬車及び台車運搬車、炉内台車、その他備品工具類の一切を含む。

付帯設備とは、火葬炉の給排気・排煙・計装・監視制御・前室・残骨灰・飛灰吸引・電気設備、機械設備等とする。

2. 2 火葬炉設備整備業務の対象

火葬炉設備整備業務において、選定事業者が解体撤去処分・再整備する施設設備は、添付資料4による。その他、各施設の詳細は、要求水準書に示す。

2. 3 責任分界点

本業務の責任分界点の概要は要求水準書に示す。なお、責任分界点より一次側に変更を要しない計画とすることを原則とするが、これにより難しい場合は提案書類で明らかにすること。

3 維持補修業務及び運営管理業務に関する事項

3. 1 維持補修業務及び運営業務の業務範囲

(ア) 維持補修業務

火葬炉設備等（既存設備、更新後設備を含む）の維持管理（保守管理・点検、清掃、警備、衛生管理、残骨灰及び集じん灰の管理等）・補修・修繕の一切を行う。

また斎場の維持補修・修繕を行う（補修の一部及び修繕は市が行う）。

なお、本事業に相当する業務を、以下「維持補修業務」という。

(イ) 運営業務

本斎場の管理（斎場予約受付、公金徴収等）及び運営（告別、火葬炉運転、売店喫茶運営等）を行う。

3. 2 維持補修業務及び運営業務の対象

維持補修業務及び運営業務の範囲は、斎場の一切とする。

第5 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 一般要件

1. 1 本事業における単位等

本事業における使用する言語、単位、及び時刻は以下の通りとする。

- ・ 使用する言語は、日本語とする。
- ・ 使用する単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- ・ 通貨単位は日本円とする。
- ・ 時刻は日本標準時とする。

1. 2 情報公開

全提案者名、全提案者の順位、評価点数並びに企画提案書の内容（個人情報や業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）を公表する。

また、選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

1. 3 書類、図書に関する事項

(ア) 応募及び契約等の書類作成に要する費用

参加表明書、第一次審査書類、第二次審査書類、質問の書類の作成及び提出等、その他事業の応募、契約等に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(イ) 応募にあたる図書等の著作権

応募資料の著作権は当該書類を作成した提案事業者に帰属する。但し、審査結果の公表、及びその他必要に応じ、公表の範囲に関する市と提案事業者との事前協議を踏まえたうえで、市が当該部分の公表等を行うことができるよう、提案事業者は著作物の使用权を無償で市に付与するものとする。

本業務の募集にあたり市が提供する資料は、本業務の市に対する提案に係る検討以外の目的に使用することを認めない。

1. 4 契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置

(ア) 疑義が生じた場合の措置

市が公募型プロポーザルの手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書、及び提案事業者が提出した提案書、並びに市と選定事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と提案事業者及び選定事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

(イ) 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

1. 5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

(ア) 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が事業を実施するにあたり、市は選定事業者が法制上又は税制上の優遇措置を受けることは想定していない。

(イ) 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように努める。

(ウ) その他の措置及び支援に関する事項

市は、選定事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

選定事業者が事業を実施するにあたり都市計画を変更しようとする場合は、事前に市に連絡し、必要に応じて市に協力を求めること。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市及び選定事業者で協議する。

2 実施方針の公表に関する事項

2. 1 実施方針の公表等に関する事項

実施方針に関する意見等の受付については、別に示すとおりとする。

質問、意見及びその回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に該当し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、市のホームページで公表する。

2. 2 事務局

本プロポーザルに関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

〒675-8501

兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市役所 市民協働部 市民課 総合窓口係（担当：藤原・池田）

Tel : 079-427-9183（直通）

Fax : 079-425-6203

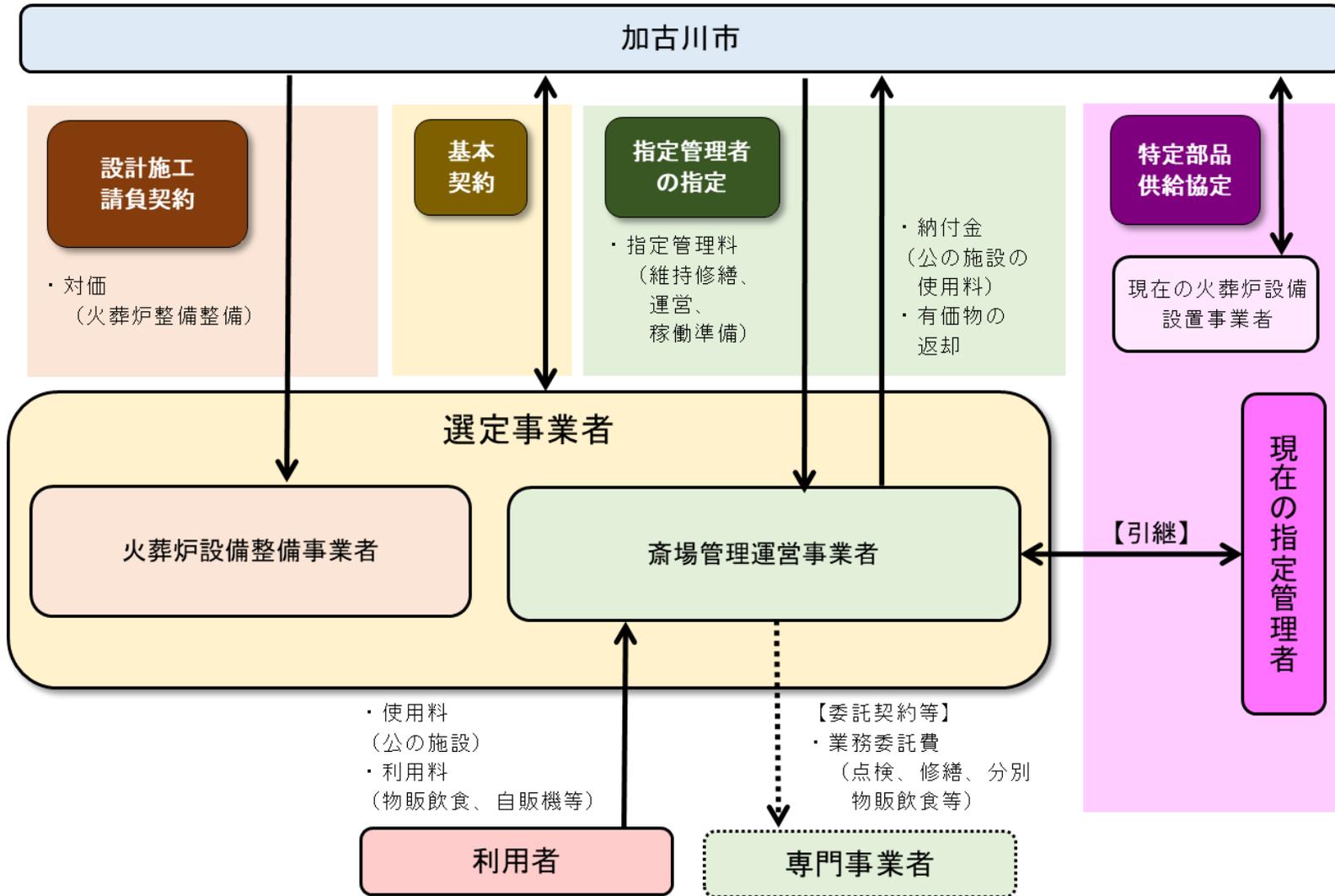
E-Mail : shimin@city.kakogawa.lg.jp

添付資料 1 リスク分担表（案）

項目	リスクの内容		負担者		備考	
			市	事業者		
共通	募集関係リスク	募集要領等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○			
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○	市の調達資金に関するものを除く	
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により事業契約が締結できないことによるもの	○			
		事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できないことによるもの		○		
	制度関連リスク	政治・行政リスク	市の政策変更によるもの	○		
		法制度リスク (税制度は除く)	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの） 上記以外のもの	○	○	
		許認可リスク	市が取得する許認可の遅延に関するもの 事業者が取得する許認可の遅延に関するもの	○	○	
		税制度リスク	消費税の範囲や税率の変更に関するもの 上記以外のもの	○	○	
	社会リスク	住民対応リスク	市が募集要領等で示した条件に対する住民の反対運動等によるもの 上記以外のもの	○	○	
		環境問題リスク	事業者が行う業務に起因するもの		○	
		第三者賠償リスク	市の責に帰すべき事由によるもの 事業者の責に帰すべき事由によるもの	○	○	
	債務不履行リスク	市の債務不履行によるもの 事業者の債務不履行によるもの	○	○		
	不可抗力リスク	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	○	事業者が付保する保険又は同等の措置により対応できるものは事業者の負担とする	
	関連事業リスク	市の行う本事業に関連した事業の進捗に伴い本事業に内容変更が生じるもの	○			
	関連事業リスク	本事業に伴い生じる既存施設への影響のうち、その影響の内容を予め市に示したものの。	○			
		上記以外のもの。		○		
	物価リスク	物価変動によるもの	○	○	一定範囲を超える物価変動は市が負担する	
	調査・設計に係るリスク	市の指示、変更による事業内容・計画変更によるもの		○		
		調査リスク	市が実施した測量、地質調査等の不備によるもの	○		
当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果によるもの 事業者が実施した測量、地質調査等の不備によるもの			○	○		
設計リスク		市の責に帰すべき事由による設計の遅れ等によるもの	○			
	事業者の責に帰すべき事由による設計の遅れ等によるもの		○			
建設に係るリスク	工事完成遅延リスク	市の責に帰すべき事由による工事完成遅延	○			
		上記以外による工事完成遅延		○		
	設計変更リスク	市の指示による設計変更によるもの	○			
	瑕疵リスク	瑕疵担保期間に発見された瑕疵		○		

項目	リスクの内容		負担者		備考
			市	事業者	
	工事費増加リスク	市の責に帰すべき事由によるもの	○		
		上記以外のもの		○	
	部分使用リスク	市が善管注意義務を払ってなお生じた損害		○	
		上記以外のもの	○		
維持 修繕 リスク	施設損傷リスク	市による災害復旧活動、災害対策活動等に伴う施設の損壊の復旧費用及び通常営業に向けた清掃費用	○	○	事業者の提案に基づいて決定した協力内容については事業者が負担する
		施設の管理瑕疵・管理不備によるもの		○	
		第三者の過失等によるもの	○	○	事業者は必要な協力を行う
	要求水準未達リスク	要求水準書に適合させるための修繕・改修等によるもの		○	
	施設修繕費リスク	市の指示による事業内容の変更等によるもの	○		
		上記以外のもの		○	
運営 リスク	運営開始遅延リスク (許認可は除く)	市の責に帰すべき事由によるもの	○		
		事業者の責に帰すべき事由によるもの		○	
	運営費リスク	市の責に帰すべき事由によるもの	○		
		上記以外によるもの		○	
業務中断、契約解除リスク	市の責に帰すべき事由によるもの	○			
	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○		
	技術革新リスク	施設及び設備が事業期間中に陳腐化し、施設利用者に対するサービスが劣る状況になった場合によるもの	○	○	提案書の提出時点で予見できたものは事業者とする
終了時	事業清算リスク	事業者の清算手続き等に関するもの		○	
	性能確保リスク	事業期間終了時における要求性能水準の確保に関するもの		○	

添付資料2 想定する事業スキーム

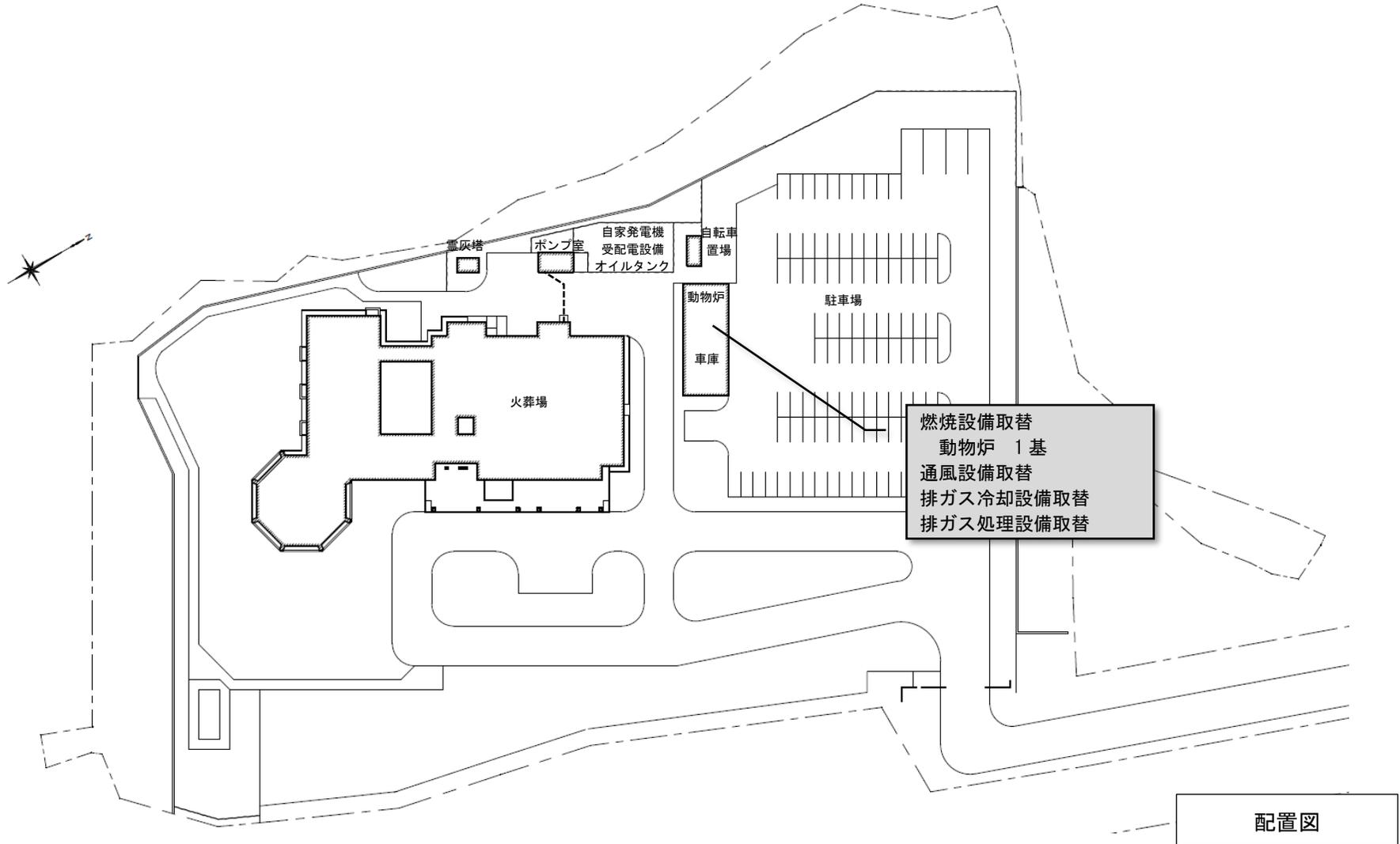


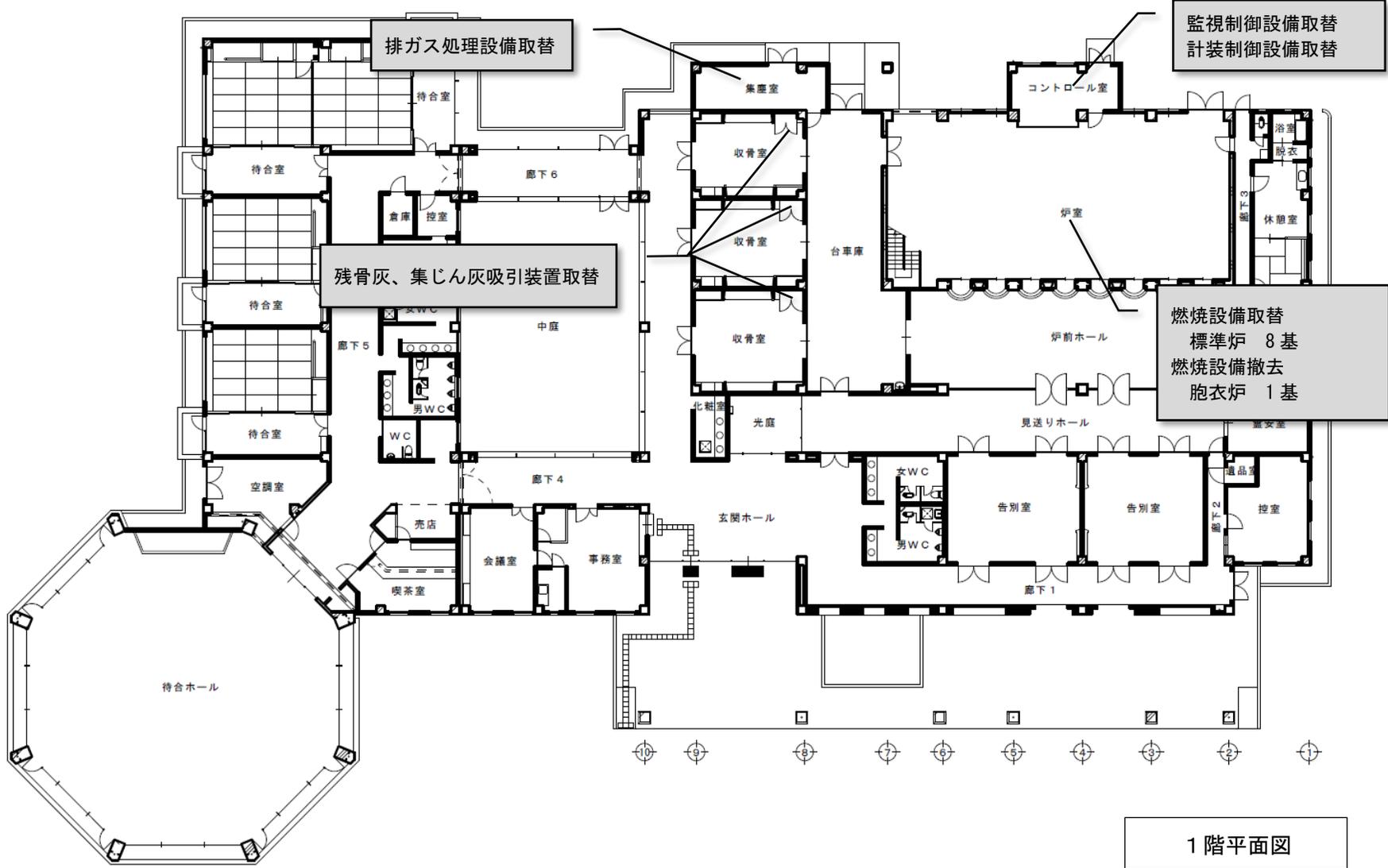
添付資料3 位置図



出典) 国土地理院地図を加工して作成

添付資料4 火葬炉設備整備業務の対象の概要（既存設備の詳細は別途提供する図書による）





資料-6

